

結婚式総合保険 新型コロナウイルスへの対応について

2020年2月28日

株式会社 あそしあ少額短期保険

現在発生している新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、弊社結婚式総合保険にご加入いただいているお客様、これからの加入を検討されているお客様、弊社取引先様におかれましては何かとご心配のことと存じます。

また弊社といたしましても、一刻も早く事態が収束することを願っております。

そのような中ではございますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、弊社にも結婚式総合保険の補償内容についてお問い合わせが増えて来ております。

結婚式総合保険の概要及び多くのお問い合わせをいただいている状況に鑑み下記のとおりですので、あらためてご確認いただければと存じます。

記

【弊社の結婚式総合保険の概要】

結婚式総合保険は、入院や自然災害等により結婚式を中止した場合の費用補償を中心に、結婚式当日における会場や衣装の修理費用、新郎新婦が入院した場合や招待客が救急搬送された場合の補償が一つになった、結婚式を行う新郎新婦様のための保険です。

【結婚式中止費用の補償※1】

結婚式総合保険は、下記1～3のいずれかにあてはまる場合、新型コロナウイルス感染症が原因であっても適用されます。

1. 新郎新婦または新郎新婦の父母・子・兄弟姉妹の死亡
2. 新郎新婦または新郎新婦の父母・子の、傷害または疾病による7日以上の継続入院※2
3. 結婚式当日に新郎新婦が入院中、または医師による自宅等での待機指示
4. 火災破裂爆発等で新郎新婦の平時居住する家屋の半壊以上の損害・またはこれに收容される新郎新婦の所有する家財の100万円以上の損害

※1 海外居住、海外挙式は補償対象外となりますので、ご注意ください。

※2 検査のための入院または予め予定されていた入院等は含みません。

【よくある質問】 下記のようなケースの場合、補償の対象となりますか？

下記のケースはいずれも補償対象外となります。

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、自主的に挙式を中止した。

(政府機関等によるイベントの自粛を理由に中止することも対象外となります)

新郎新婦もしくは親族が海外渡航中に帰国できなくなり、挙式ができなくなった。

なお、上記理由により日程変更等が発生した場合にはご相談下さい。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください

<https://www.associa-insurance.com/contact/form.html>

以上